

薬局掲示事項

※当薬局の算定状況

調剤報酬点数表(令和8年6月1日施行)

第1節 調剤技術料

項目	届出	主な要件、算定上限	令和8年3月31日 日本薬剤師会作成	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注)1錠未満は50%以下、4.5錠で算定 注2)調剤に係る業務の機能の分離が認められる場合は20%増算	47点
① 調剤基本料1	○	処方箋受付回数および集牛率が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集牛率70%超 ・月600回超～4,000回以下、集牛率55%超 注1) 1日、月600回超～1,800回以下3階層制の新設薬局(契約対象) ・特定の保険医療機関に、年60万回超、月4,000回超 ※1. 保険薬局(第一号)が所属する薬局の集牛率、保険医療機関が第一号の場合、当該薬局の集牛率を適用 ※2. 同一グループの保険医療機関が所属する薬局の集牛率、2次のいずれかに該当する保険薬局 ① 月3.5万回超～40万回以下、集牛率85%超 ② 月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関に自動薬量管理取組が D) 月40万回超、集牛率85%超 E) 月40万回超、特定の保険医療機関に自動薬量管理取組が F) 月40万回超、集牛率85%以下		47点
② 調剤基本料2	○	処方箋受付回数および集牛率、集牛率55%超 注1) 1日、月600回超～1,800回以下3階層制の新設薬局(契約対象) ・特定の保険医療機関に、年60万回超、月4,000回超 ※1. 保険薬局(第一号)が所属する薬局の集牛率、保険医療機関が第一号の場合、当該薬局の集牛率を適用 ※2. 同一グループの保険医療機関が所属する薬局の集牛率、2次のいずれかに該当する保険薬局 ① 月3.5万回超～40万回以下、集牛率85%超 ② 月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関に自動薬量管理取組が D) 月40万回超、集牛率85%超 E) 月40万回超、特定の保険医療機関に自動薬量管理取組が F) 月40万回超、集牛率85%以下		36点
③ 調剤基本料3	○	同一グループの保険医療機関が所属する薬局の集牛率、2次のいずれかに該当する保険薬局 ① 月3.5万回超～40万回以下、集牛率85%超 ② 月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関に自動薬量管理取組が D) 月40万回超、集牛率85%超 E) 月40万回超、特定の保険医療機関に自動薬量管理取組が F) 月40万回超、集牛率85%以下		26点
④ 特別調剤基本料A	○	※1. 地域支援助力加算・後発医薬品調剤料加算※95%算定 ※2. 調剤管理に関する項目(一部特例)は算定不可 ※3. 1錠以上の7錠以上の小の錠剤(薬剤料)は10%増算 ※4. 同一グループの保険医療機関が所属する薬局の集牛率、2次のいずれかに該当する保険薬局 ① 月3.5万回超～40万回以下、集牛率85%超 ② 月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関に自動薬量管理取組が D) 月40万回超、集牛率85%超 E) 月40万回超、特定の保険医療機関に自動薬量管理取組が F) 月40万回超、集牛率85%以下		58点
⑤ 特別調剤基本料B	-	※1. 調剤基本料(各項目)は10%増算 ※2. 1錠以上の7錠以上の小の錠剤(薬剤料)は10%増算 ※3. 1錠以上の7錠以上の小の錠剤(薬剤料)は10%増算		36点
分別調剤(包装等の区別性)		1)分別調剤につき(処方箋2回以上の)		5点
(後発医薬品の活用)		1)分別調剤につき(処方箋2回以上の)		5点
地域支援 医薬品供給別加算第1		医薬品の安定供給体制の確立、後発医薬品の調剤数量が95%以上		27点
地域支援 医薬品供給別加算第2		調剤基本料1の保険薬局、基本料額・必須1階層以上		59点
地域支援 医薬品供給別加算第3		調剤基本料1の保険薬局、基本料額・選択1階層以上		67点
地域支援 医薬品供給別加算第4		調剤基本料1以外の保険薬局、基本料額・必須1階層以上		37点
地域支援 医薬品供給別加算第5		調剤基本料1以外の保険薬局、基本料額・選択1階層以上		59点
連携加算	○	疾患 新薬臨床発生時等の対応体制		5点
バイオ後発品調剤加算	○	バイオ後発品の調剤量の増進、バイオ後発品の調剤		50点
後発医薬品減算	-	後発医薬品調剤数量が95%以上、月500回以上の保険薬局を除く		▲5点
在宅薬総合加算第1	○	在宅患者が調剤管理指導料等を含む、月500回以上の調剤		35点
在宅薬総合加算第2	○	調剤1錠算定、在宅患者への調剤薬量管理指導料、調剤基本料及び付加算 単一健診患者 100点、それ以外 30点		35点
電子調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子処方箋、マイ保険証 30%以上、月1日超		8点
調剤基本料		処方箋受付1回につき		24点
内服薬		1回につき、3階層分まで		21点
投与薬		1調剤につき、3調剤分まで		190点
調剤料		1調剤につき、3調剤分まで		7日分以下 190点 8日分以上 10点/1日分
調剤		1調剤につき、3調剤分まで		29日分以上 430点
注射薬		1調剤につき、3調剤分まで		26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで		10点
無菌剤調剤加算	○	1日に2回 ※注射薬のみ		10点
中心神経系薬加算増算		ZN以上の薬剤を含む		69点(15歳未満 237点)
抗生薬加算		ZN以上の薬剤を含む(生理学的有害な有害な場合を含む)		79点(15歳未満 147点)
抗がん剤加算		調剤を含むZN以上の薬剤を含む(※) または 原則的に調剤に充てる		69点(15歳未満 137点)
麻薬加算(麻薬、精神薬、覚醒剤原料、毒薬)		1調剤につき		70点、麻薬以外 60点
自家製剤加算(内服薬)		1調剤につき 錠剤、丸剤、17粒剤、散剤、顆粒剤、注射液		7日分につき 26点
自家製剤加算(投与薬)		1調剤につき		45点
自家製剤加算(外用薬)		1調剤につき		90点
自家製剤加算(注射薬)		1調剤につき		45点
自家製剤加算(外用薬)		1調剤につき		90点
自家製剤加算(注射薬)		1調剤につき		75点
自家製剤加算(外用薬)		1調剤につき		45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・投与薬・外用薬		35点
液剤				45点
散剤、顆粒剤				80点
軟膏剤				80点
外用剤加算(外用薬、注射薬)		基礎額+調剤基本料(加算含む)+薬剤料+特殊薬剤料加算+調剤管理指導料		基礎額の100% (特例外)
外用剤加算(注射薬)		基礎額+調剤基本料(加算含む)+薬剤料+特殊薬剤料加算+調剤管理指導料		140% (特例)、200% (特例)
液剤				40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤利用後の記録・管理	27日分以下 10点、28日分以上 60点
① 内服薬		1調剤につき、3階層分まで	10点
調剤特殊薬剤調整加算		7日分以上の調整薬剤	在宅処方箋調整料(処方箋1回につき)増算 50点 それ以外 30点
調剤の有害事象等防止加算		処方箋変更あり	在宅処方箋調整料(処方箋1回につき)増算 50点 それ以外 30点
医薬品管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・医薬品指導	
① 連携(①・②以外)	○	① 30日以内の調剤(手帳による薬剤情報提供を含む) ② 30日以内の調剤(手帳による薬剤情報提供を含む)	かがつが薬剤料(それ以外)45点 かがつが薬剤料(それ以外)59点
② 介護老人福祉施設等入居者	○	① 30日以内の調剤(手帳による薬剤情報提供を含む) ② イオン以外	45点 59点
③ 情報連携機能等使用(オンライン)	○	Ⅷ) 在宅患者で患者の同意の取得等が行われた場合 Ⅷ) イオン以外	59点 59点
医薬品管理指導加算		処方箋1調剤の調剤時、処方箋及び保管状況について確認、必要な指導	22点
特定薬剤管理指導加算1	○	厚生労働省が定める安全・安全管理に必要な医薬品	新たに処方10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算2	○	① 医薬品及び管理指導料(調剤)の調剤時、月1回まで ② 医薬品及び管理指導料(調剤)の調剤時、月1回まで	5点
特定薬剤管理指導加算3	○	① 連携機能・薬量管理・イオン施設等の調剤、対象薬品・薬剤の処方時1回まで	10点
処方記録簿加算		① 調剤基本料の算定	12点
小児特定加算		医師のケア(18歳未満)	350点
収入療養加算		収入療養の患者(傷病、慢性疾患性疾患、インフルエンザ、6月1日超まで)	30点
かがつが薬剤料(オンライン)加算		かがつが薬剤料による調剤開始時の患者のうち、3月1日超まで	50点
かがつが薬剤料(調剤)加算		かがつが薬剤料による調剤開始時の患者のうち、6月1日超まで	230点
種別加算(特例)	-	① 30日以内の調剤の処方箋の処方薬剤が95%以下、医師1調剤算定不可 ② 処方箋1回につき	13点 185点
外来医薬品加算		① 処方箋1回につき	34点/日分、43日分以下 240点
施設加算		収入療養の患者(傷病、慢性疾患性疾患、インフルエンザ、6月1日超まで)	125点
調剤管理指導加算1		処方箋1調剤につき	5点
調剤管理指導加算2		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算3		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算4		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算5		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算6		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算7		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算8		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算9		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算10		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算11		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算12		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算13		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算14		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算15		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算16		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算17		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算18		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算19		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算20		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算21		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算22		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算23		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算24		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算25		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算26		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算27		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算28		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算29		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算30		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算31		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算32		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算33		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算34		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算35		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算36		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算37		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算38		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算39		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算40		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算41		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算42		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算43		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算44		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算45		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算46		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算47		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算48		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算49		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算50		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算51		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算52		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算53		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算54		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算55		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算56		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算57		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算58		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算59		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算60		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算61		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算62		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算63		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算64		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算65		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算66		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算67		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算68		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算69		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算70		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算71		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算72		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算73		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算74		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算75		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算76		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算77		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算78		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算79		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算80		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算81		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算82		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算83		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算84		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算85		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算86		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算87		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算88		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算89		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算90		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算91		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算92		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算93		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算94		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算95		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算96		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算97		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算98		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算99		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)
調剤管理指導加算100		処方箋1調剤につき	1,000点(令和8年6月1日超)

第3節 薬剤料

項目	届出	主な要件	点数
使用薬剤料(指定調剤につき10日以下の場合は)		調剤料調剤の指定調剤につき	1点
(指定調剤以外につき10日以上の場合は)		調剤料調剤の指定調剤につき	10点又は100点(調剤料調剤の指定調剤につき)
多剤併用時の減額加算		1処方につき種類別1以内の薬品、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の50%/100%/所定点数

第4節 特定保健医療材料

項目	届出	主な要件	点数
特定保健医療材料		厚生労働省が定める調剤の調剤	材料価格10%増で調剤の点数

第5節 その他

項目	届出	主な要件	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	47点(令和8年6月1日超)
調剤管理料		処方箋受付1回につき	10点(令和8年6月1日超)

介護報酬(令和6年6月1日施行)

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
在宅療養管理指導料、介護予防居宅療養管理指導料	○	① 単一健診患者 1人 ② 単一健診患者 2~9人 ③ 単一健診患者 10人以上 ※情報連携機能等利用し、医薬品指導	518単位 379単位 343単位 46単位
調剤管理指導加算		医師のケア(18歳未満)	100単位